

仕 様 書

1 件名

地理情報システム（下水道情報管理）セットアップ(構築・試験)業務委託

2 目的

本業務は、下水道事業ならびに行政事務・窓口業務の効率化と、住民サービスの高品質化を図ることを目的とし、地理情報システム(下水道情報管理)の構築、試験を行う。

3 契約期間

2025年4月1日から2025年9月30日まで

4 履行場所

町田市の指定する場所

5 契約内容

(1) 「町田市地理情報システム（下水道情報管理）企画書（以下、情報システム企画書）」等に基づき、新たな地理情報システム(下水道情報管理)の構築に向けた構築・試験を行う。

(2) システム設計書等に基づき地理情報システム(下水道情報管理)を構築する。

主な契約内容は次のとおり。

- ・ SaaS等によるサブスクリプション形式でのシステム利用ができること。
- ・ 本システムに必要なデータについて、セットアップを行う。
- ・ 稼動前に研修を行う。
- ・ 本システムに必要な機器の設置、設定を行う。
- ・ 別紙「システム要件確認書」及び「業務機能要件確認書」に基づき、本システムの構築・試験を行う。

6 支払

履行確認後、請求を受けた日から30日以内に契約代金を一括にて支払う。

7 準拠する法令等

本業務の実施にあたり、本仕様書によるほか、以下に示す関係法令・規程等に準拠して行なうものとする。

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79号）
- (2) 下水道法施行令（昭和34政令第147号）
- (3) 下水道台帳管理システム標準仕様（案）導入の手引き Ver5(令和3年)
- (4) 町田市下水道条例（平成6年町田市条例第26号）
- (5) 町田市下水道条例施行規則（平成3年規則第19号）
- (6) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (7) 個人情報の保護に関する法令施行令（平成15年政令第507号）
- (8) その他関係法令及び関係図書等

8 書類の提出

本業務を実施するにあたり、以下の書類を提出するものとする。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 業務責任者届（経歴書、資格証含む）
- (4) 業務実施計画書
- (5) 事故発生時の対応マニュアル
- (6) 履行体制図
- (7) その他発注者が指示する書類

9 その他

- ・その他、不明な点は発注者受注者協議のうえ決定すること。
- ・契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ① ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - ② 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
 - ③ 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

【共通仕様】

1 調査・検討

- (1) 調査に基づいて、機器等の選定及び設置設定に係る適切な施工、設定方法等を検討すること。
- (2) 本件の実施にあたって、他システム、他の機器等に影響が生じうる場合は、必要に応じて提案、助言を行うこと。

2 設計

- (1) 本件の実施目的、機器等の用途を把握し、適切な設計を行えるよう関係者との調整を行うこと。
- (2) 設計内容については、実施前に発注者の確認（レビュー等）を受けること。
- (3) 調整、設計内容の確認（レビュー等）に必要な情報、資料等を関係者に提供すること。
- (4) 次の機器等について、必要な設計を行うこと。（詳細内容は、「個別仕様」のとおり）
- (5) 本件実施にあたって、関係のあるドキュメント（設計書等）を作成（新規作成、更新、廃止を含む）すること。
- (6) 試験結果等に基づいて、設計内容の調整を行うこと。

3 施工

- (1) 施工にあたっては、必要に応じて、養生、物件の移動等を行うこと。
- (2) 施工後は、原状回復、残材回収及び清掃（施工時に発生したものに限り）を行うこと。
- (3) 本件に係る機器等について、設置、設定を行うこと。（詳細内容は、「個別仕様」のとおり）

4 試験

- (1) 本件に係る試験項目表を作成すること。
- (2) 試験にあたっては、既存機能が退行していないことを確認すること。
- (3) 試験の目的を把握し、適切な試験を行えるよう関係者との調整を行うこと。
- (4) 試験内容については、実施前に発注者の確認（レビュー等）を受けること。
- (5) 調整、試験内容の確認（レビュー等）に必要な情報、資料等を関係者に提供すること。
- (6) 試験項目に従って、試験を行い、結果を報告すること。
- (7) 本件に係る機器等について、試験を行うこと。（詳細内容は、「個別仕様」のとおり）

5 管理

- (1) 本件に関するプロジェクト管理を行うこと。
- (2) 本件実施にあたって、上記以外の事項について関係者と必要な調整を行うこと。

【個別仕様】

1 施行

本システムに必要な次の施工を行うこと。なお、各施工の詳細については、別紙「業務要件」・別紙「システム要件」に基づいて行うこと。

1. 1 システム構築

設計に基づいて地理情報システム(下水道情報管理)の構築を行うこと。

1. 2 データ移行

設計に基づき旧システムから本システムにデータを移行すること。また、必要に応じ、データ変換を実施すること。

1. 3 他システム連携

設計に基づいて他システムとの連携インタフェースの構築を行うこと。

1. 4 システム切替

旧システムから本システムへの切替を行うこと。

1. 5 情報システム企画書

「情報システム企画書」のうち新システムに関する様式を必要に応じ最新化すること。

2 試験

各施工項目について、試験計画書(項目表)を作成のうえ各種試験を実施し、試験結果エビデンスを付したうえ試験結果を報告すること。また必要に応じて連携システムとの連携試験も同様に実施すること。

3 操作研修

操作職員に対し、以下のとおり操作方法等の研修を行うこと。

- (1) 地理情報システム(下水道情報管理)を利用したことがない職員でも操作手順等がわかるように、画像等を利用した運用
マニュアル及び操作研修マニュアル等を準備し、利用者に配布すること。
- (2) システムの操作方法だけでなく、下水道事業に係る業務の趣旨や運用方法など業務の効果を最大化するための研修となるよう創意工夫すること。
- (3) 日時、会場、研修内容等は事前協議の上、決定すること。

3. 1 事業者研修

バッチオペレーションやバックアップ、インシデント管理等を甲が乙以外の事業者運用委託をする場合、各操作や運用手順等について、乙は甲が委託する運用委託事業者、ヘルプデスク委託事業者、パソコン等保守委託事業者研修を行い、運用に支障を来さないよう引き継ぎを実施すること。

4 管理

プロジェクトの管理については次のとおりとすること。

4. 1 プロジェクト管理

本プロジェクトの管理については、PMBOK等の世界標準に準拠するとともに、「プロジェクト体制（体制図・実施要領）」を作成のうえ、行うこと。

4. 2 マスタスケジュール

本プロジェクトを管理するにあたり、「マスタスケジュール（WBS）」を作成し、提出すること。また、マスタスケジュールについては常に最新化すること。

4. 3 体制管理

本プロジェクトを管理するにあたり、「プロジェクト体制図」を提出すること。また、体制図については常に最新化すること。

4. 4 課題・問題管理

本プロジェクトにおける課題や問題を「指摘事項管理表」を用い一元的に管理するとともに、対応策を検討し、課題や問題を解決すること。

5 打合せ協議

本プロジェクトの打合せ協議は必要に応じ、随時行うこと。また、課題、進捗管理等のため、定期に会議を行い、情報共有をするものとする。受注者はその内容について議事録を作成し、発注者に報告すること。

6 損害賠償及び不適合責任

受注者が業務の履行に関し、自己の責に帰すべき事由により発注者に損害を与えたときは、受注者の負担において発注者の指定する期限までに現状に回復するか、またはその損害を全額賠償するものとする。また、完了後の過失等に起因する不良箇所が発見された場合は、受注者の負担で修正及びその他必要な作業を行うものとする。

7 納品物

次の成果物を、紙媒体と電子媒体とで一部ずつ納品すること。なお、電子媒体に格納するファイルは PDF 形式とするが、発注者の指定するものは編集可能な形式のファイルも合わせて格納すること。

- ・完了報告書
- ・作業実績表
- ・システム設計書
- ・データ移行設計書
- ・切替手順書
- ・操作手順書
- ・運用手順書
- ・試験結果報告書
- ・議事録
- ・プロジェクト計画書（マスタスケジュール、プロジェクト体制、指摘事項管理表含む）
- ・地理情報システム（下水道情報管理）研修マニュアル
- ・地理情報システム（下水道情報管理）セットアップデータ

- ・その他必要と認められた資料

また、本システムのセットアップに関し、変更があった場合のみ、次の成果物を納品すること。

- ・情報システム企画書
- ・システム設計書
- ・データ移行設計書
- ・システム連携設計書
- ・プロジェクト計画書（プロジェクト体制含む）

8 検査

本契約の完了報告のため、「完了報告書」を提出すること。なお、本契約の検査は、発注者の承認をもって完了することとする。